

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

- 5月7日（金）の政府対策本部会議及び同月8日（土）の北海道対策本部会議において、札幌市が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたところ（実施期間：5月9日（日）～同月31日（月））。
- 北海道対策本部会議において、同法の規定に基づく道民・市民や事業者への要請等を含めた北海道の取組について決定されたことを踏まえ、当該実施期間における札幌市の感染拡大防止対策等を以下のとおり実施する。

2 今後の感染拡大防止対策等

(1) 市民の皆さまへの取組

- 各区において、繁華街、商店街、地下鉄駅等の人の集まりやすい場所・時間帯に公用車を巡回させる等の方法により、外出自粛等に係る注意喚起を実施
- 大通公園、創成川公園及び中島公園において夜間飲酒をするグループ等に対し、徒歩による巡回及び声掛けや園内放送（大通公園）による注意喚起を実施

(2) 飲食店等への取組

- 北海道の要請に協力いただいた市内飲食店等に対する支援金に係る支給事務等を実施

(参考) 北海道の市内飲食店等への要請

- ・市内の飲食店等の営業時間短縮（5時～20時）の継続及び酒類提供の終日自粛

- 北海道が行う飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認への協力[新規]

(3) イベントの開催についての取組

- 北海道の要請に連動して、イベント主催者等へ働きかけを実施[新規]

(参考) 北海道のイベント開催に係る要請

- ・開催要件（人数上限5,000人（収容率の条件あり）、無観客で開催される催物を除き営業時間は21時まで、酒類提供の自粛等）の遵守

(4) 事業者への取組

- 営業時間短縮、外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者に対する経営相談体制の強化（各種支援制度の申請書類作成サポート等）
- 経済団体と連携し、時差出勤、テレワーク、休暇の取得促進のほか、臨時休業・営業時間の短縮などにより、接触機会の低減について一層の徹底を要請（目標：出勤者数の7割削減を目指す）
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後8時以降の夜間消灯を要請

(5) 交通事業者の取組

- 札幌市営地下鉄・路面電車の終発時刻の繰り上げ[新規]
- さっぽろ駅・大通駅における検温装置の設置[新規]

(6) 学校への取組

- 市内の大学・短期大学に対し、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業の実施、部活動の原則休止などを要請
- 市立学校における修学旅行等の見合わせや部活動の原則休止を要請

(7) 飲食店等以外の施設への取組

- 北海道の協力依頼に連動して、札幌市も飲食店等以外の施設への働きかけを実施[新規]

(参考) 北海道の飲食店以外の施設への協力依頼

- ・ 営業時間短縮（20時まで）、入場者の整理誘導等の徹底、酒類提供の自粛等

- 市内の人流抑制及び感染拡大防止のため、市有施設の原則休館を実施

営業時間の短縮要請に応じる飲食店への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強い変異株による感染が全市に広がり、新規感染者数は過去最多を更新、入院患者及び重症患者も過去最多の水準となり医療提供体制は極めて厳しい状況にある。そこで、より一層の感染拡大の抑え込みを図るため、まん延防止等重点措置に基づき、5月12日以降についても、知事が市内全飲食店に対し営業時間の短縮を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで (20日間)

※5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」として、営業時間は午前5時から午後8時まで、酒類提供時間は午前11時から午後7時までとするよう要請中

(2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は「午前5時から午後8時」まで
- 酒類提供は、終日行わないこと

○業種別ガイドラインの遵守

○都道府県知事が定める事項(アクリル板の設置や入店者へのマスク着用の周知等)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒3万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

- 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで

事業者向け経営支援の強化について

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者等を支援するため、事業者向けワンストップ相談窓口の機能強化を行うとともに、札幌商工会議所と協力し、緊急経営相談窓口を開設する。

1 事業者向けワンストップ相談窓口の機能強化 レベルアップ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が行う、国、道、市の事業者向け支援制度の申請書類の作成サポート機能を「事業者向けワンストップ相談窓口」に新たに追加する。

- (1) **開設日・時間** 5月10日から（平日9時から17時）
- (2) **場所** 中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階（中小企業支援センター内）
- (3) **相談対応者** 中小企業診断士、社会保険労務士等
- (4) **相談内容** 経営相談、金融相談のほか、各種支援金[※]の相談等
※令和3年度感染防止対策協力支援金、経営持続化支援一時金、特別支援金、一時支援金、月次支援金など

2 経営相談会（札幌商工会議所との協力開催）新規開設

土曜緊急相談窓口

- (1) **開設日・時間** 5月15日（土）、22日（土）、29日（土）（9時から15時）
- (2) **場所** 中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階（札幌商工会議所中小企業相談所内）
- (3) **相談対応者** 中小企業診断士、経営相談員等
- (4) **相談内容** 上記1と同じ

出張緊急相談窓口

札幌商工会議所3支所に札幌市からも中小企業診断士を派遣し経営相談を実施

- (1) **開設日・場所・時間**
 - 5月14日（金） 西支所（宮の沢1条1丁目1-3）
 - 5月21日（金） 豊平支所（平岸2条5丁目2-14）
 - 5月28日（金） 白石支所（本通17丁目5-15）※開設時間は、いずれも9時から17時30分
- (2) **相談対応者** 上記2（3）と同じ
- (3) **相談内容** 上記1と同じ

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の主な変更点等

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）のまん延防止等重点措置関連部分（抜粋）

※下線部が主な令和3年5月7日変更点

行動変容の要請	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市内においては、不要不急の外出・移動を控える 緊急事態措置区域との往来は厳に控える 午後8時以降、飲食店等にみだりに出入りしない 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない
飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）への要請	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮（20時まで） 都道府県知事の判断により、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）【追加】を行わない 飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛
事業者への要請	<ul style="list-style-type: none"> 出勤者数の7割削減に向けて在宅勤務（テレワークなど）の徹底 大規模な集客施設などへの営業時間の短縮（20時まで）【時間の明示】や入場者整理などの働きかけ
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催は、<u>5,000人上限</u>【<u>具体的人数の明示</u>】等
交通事業者への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の実施期間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等の実施

2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向けの主な国の経済支援策

参照：【国資料】新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

※ 下線部が主な令和3年5月7日変更点

(1) 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金

緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置地域：

中小企業：売上に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等

大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）

(2) 月次支援金

本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、売上が半減した中堅・中小事業者へ支援金を支給（上限：個人10万円/月、法人20万円/月）。

(3) 大規模施設等に対する協力金（案）

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく都道府県知事の時短要請等に応じた集客力の高い大規模施設（1000㎡超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業者等に対し、事業規模に応じた協力金を支給。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	特措法第24条第9項に基づき、 都道府県知事が要請を行った 1000㎡超の施設 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借すること により、当該施設に来場した一 般消費者を対象に飲食業以外の 事業を営む事業所等
1日あたりの 支給金額	休業面積1000㎡超毎に20万円/ 日	休業面積100㎡超毎に2万円/日

(4) 酒類販売事業者に対する支援（案）

緊急事態宣言の延長に伴い、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請が長期化していることから、影響を受ける酒類販売事業者に対する都道府県の支援を後押し。

酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金について都道府県が、上限額の上乗せを行う場合や売上50%現等の要件を緩和する場合、国が都道府県に財政支援を行うもの。

(5) 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金

本年5～6月は、緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置実施地域・特に業況が厳しい企業について本年4月までと同様の水準の支援。

経済団体と連携した出勤者数削減の取組について

1 目的

札幌市が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたことを受けて、時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減に資する取組をさらに進めることで、「出勤者数の7割削減」を目指す。

2 取組内容

北海道と連携し、経済団体を通じて、市内事業者に対し、接触機会の低減に向けた取組の徹底を改めて要請する。

3 要請内容

以下の取組により、接触機会の低減について一層の徹底を図る。

(目標：出勤者数の7割削減を目指す)

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| ○テレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク） | ○時差出勤 |
| ○フレックスタイム | ○ローテーション勤務 |
| ○休暇の取得促進 | |
| ○その他出勤者数削減につながる取組（臨時休業、営業時間の短縮など） | |

4 取組期間

令和3年5月9日（日）から5月31日（月）まで

5 要請団体（7団体）

- ・北海道経済連合会 ・北海道経済同友会
- ・北海道商工会議所連合会（札幌商工会議所には札幌市から協力を依頼）
- ・北海道商工会連合会 ・北海道中小企業家同友会 ・北海道観光振興機構
- ・北海道中小企業団体中央会

6 テレワーク導入に向けた支援

(1) 札幌市テレワーク推進サポートセンター（愛称：テレサポ）

- ・4月26日（月）に札幌サンプラザ4階に開設
- ・テレワークの導入から定着まで総合的に支援
- ・代表的な機器の展示・体験、専門家による相談、補助金の相談・受付

(2) 令和3年度テレワーク導入補助金

- ・機器購入や就業規則の改正にかかる経費等が対象
- ・市内中小企業等が対象、補助率は3/4、補助上限額は60万円
- ・5月10日（月）から募集開始、申請書等は感染症対策のため郵送にて受付

地下鉄・路面電車の新型コロナウイルスの感染拡大防止策について

札幌市への「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、以下のとおり、地下鉄・路面電車の終発時刻繰上げ等、更なる感染症拡大防止策を実施する。

1 終発時刻の繰り上げについて

(1) 地下鉄

地下鉄全線において終発時刻を概ね30分繰り上げる。

(運休便数は平日総運行便数の概ね1.8%に相当)

		終発時刻		運休便数
		変更後	(参考)変更前	
南北線	真駒内駅発	23:32	24:00	3便
	麻生駅発	23:35	24:00	3便
東西線	新さっぽろ駅発	23:30	24:00	3便
	宮の沢駅発	23:32	24:00	3便
東豊線	福住駅発	23:29	24:00	3便
	栄町駅発	23:30	24:00	3便

(2) 路面電車

路面電車の運行業務を担う（一財）札幌市交通事業振興公社において、地下鉄と同様に、終発時刻の繰り上げ（概ね20分）を行う。

(3) 実施日

地下鉄・路面電車とも令和3年5月12日（水）から

2 主要駅での検温装置設置について

5月12日（水）から順次、さっぽろ駅・大通駅にある全ての改札口（合計13箇所）に自立式検温装置を設置する。

※同装置には、手指消毒液も備え付ける。

3 事前周知について

実施に当たり、終発時刻の繰り上げについては、エッセンシャルワーカー等への影響が懸念されることから、駅構内へのポスター掲示やホームページへの掲載などにより、可能な限り、利用者への事前周知を行う。